

III 特別支援学校における教育

1 特別支援学校の設置状況等

- 特別支援学校では、障害の状態や程度（学校教育法施行令22条の3に示される）に応じて、幼稚部・小学部・中学部・高等部を設置して、教育内容・方法を工夫したきめ細やかな指導を行っている。
- 本県の特別支援学校は、昭和54年の養護学校教育義務制施行以後、視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱の5つの障害種への対応を基本に、比較的規模の大きい学校を県内の拠点に配置して整備を図ってきた。
- しかしながら、今日、特別支援教育へのニーズの高まりなどから、特別支援学校に在籍する児童生徒が増大し、学校規模の過大化による教室不足、スクールバスの長時間通学、自立に向けた就労支援などが大きな課題となっている。

◆ 本県の特別支援学校の学校数、在学者数 (H24.5.1現在：国公立)

区分	学校数	在学者数(人)				合計	
		幼稚部	小学部	中学部	高等部		
盲学校	2	11	36	32	92	171	
聾学校	5	97	154	116	153	520	
養護学校	知的障害	17	2	1,205	950	2,616	4,773
	肢体不自由	9	22	679	320	356	1,377
	病弱	1		53	33	11	97
	小計	27	24	1,937	1,303	2,983	6,247
計	34	132	2,127	1,451	3,228	6,938	

◆ 特別支援学校の様子

- 盲学校
視力や視野など見る機能に障害のある子どもに対して、視覚障害に基づく種々の困難を克服できるよう感覚の活用、歩行指導など自立活動の指導を実施。
- 聾学校
聴覚器官や機能に障害のある子どもに対して、言語発達の基礎となる認知能力の育成、聴覚を利用する能力及び態度の育成、言語受容、表出に関する能力の育成の指導を実施。
- 知的障害養護学校
知的発達に遅れのある子どもに対して、一人一人の個人差を考慮し、基本的生活習慣を身につけ、集団生活に参加していく力を育てる指導を実施。
- 肢体不自由養護学校
四肢と体幹の運動機能障害のある子どもに対して、障害に基づく種々の困難の克服とその機能の回復、向上を図る指導を実施。
- 病弱養護学校
継続的な医療又は生活規制を必要とする子どもに対して、医療機関と緊密な連携を図りながら病弱・身体虚弱に基づく種々の困難を克服するために必要な指導を実施。

【近年の特別支援学校の整備状況】

- ◆ 県立特別支援学校
 - ひいらぎ養護学校(肢体不自由 H16開校)
 - 半田養護学校桃花校舎(知的障害 H18開校)
 - 豊川養護学校本宮校舎(知的障害 H21開校)
 - みあい養護学校(知的障害 H21開校)
 - いなざわ特別支援学校(知的障害 H26開校予定)
- ◆ 市町村立特別支援学校
 - 豊田市立豊田養護学校(肢体不自由 H6開校)
 - 瀬戸市立瀬戸養護学校(肢体不自由 H22開校)
 - 瀬戸市立瀬戸養護学校光陵校舎(肢体不自由 H26開校予定)
 - 豊橋市立特別支援学校(知的障害 H27開校予定)

